

平成24年度（第4回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年8月10日（金）

第4回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年8月10日（金）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第19号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

第26号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

その他

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
5番 垣本 保	6番 吉川きり子	7番 小山喜行	8番 坂田莞爾
10番 地當博巳	11番 芝崎憲年	12番 杉本正幸	13番 鈴木利朗
14番 竹田敏明	15番 角 是明	16番 中峰 聖	17番 中村省一
18番 西 謙讓	19番 西 豊	20番 東地寧司	21番 平崎茂樹
22番 吉井孝夫			

欠席者

9番 阪田洋好

出席した職員

森嶋・白野

議 長 皆さん、こんにちは。時間になりましたので会議を始めたいと思います。ただいまから、平成24年度第4回串本町農業委員会定例会を開催致します。本日の欠席届の出ている委員は、9番の阪田委員1名です。本日の議事録の署名委員は、10番地當委員、11番芝崎委員を指名致します。よろしくお願ひ致します。本日の議案は8件です。よろしくお願ひします。早速ですが、議案に入りたいと思います。議案第19号、農地法第2条の農地でない旨の証明願ひについてを議題と致します。事務局から提案趣旨の説明をお願ひします。

事 務 局 (議案書に従ひ朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願ひします。

赤 埴 委 員 1番、赤埴です。

議 長 1番、赤埴委員。

赤 埴 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に関する質疑がありましたら伺います。質疑のある方はございませぬか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については、原案どおり承認することに異議ございませぬか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願ひします。

事 務 局 (議案書に従ひ朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願ひします。

尾 鷲 委 員 4 番、尾鷲です。

議 長 4 番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からありました提案趣旨並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

議 長 質疑がないようですので質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次へまいります。議案第 2 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

尾 鷲 委 員 4 番、尾鷲です。

議 長 4 番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等あれば伺います。ございませんか。

西 豊 委 員 1 9 番。

議 長 1 9 番、西委員。

西 豊 委 員 この方は前回、牧草か何かを植えるという事でしたが、耕作するのは牧草ですか。

尾 鷲 委 員 一応牧草なんですが、牧草に向かないんじゃないかなと思う土地もありますが、それも含めて一括購入したみたいです。

議 長 他にございませんか。ないようですので質疑を打ち切ります。お諮り致します。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認されました。次の議案第22～24号については一括提案と致します。議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、趣旨説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、調査員の現地調査報告をお願いします。

坂 田 委 員 8番、坂田です。

議 長 8番、坂田委員。

坂 田 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局からの提案趣旨並びに現地調査委員の報告に対する質疑があれば伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がありますので質疑を打ち切ります。お諮りを致します。議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請についてを原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請についてを原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請についてを原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次にまいります。議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願い致します。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査員の報告をお願いします。

岩 谷 委 員 2番、岩谷です。

議 長 2番、岩谷委員。

岩 谷 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局の提案趣旨の説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑はありませんか。

吉 井 委 員 22番。

議 長 22番、吉井委員。

吉 井 委 員 前回は2条で申請して今回は4条と、先月ダメだったから今月4条で出

すというように期間が空いていないですし簡単に毎月のペースで出せるのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 出せます。

議 長 22番、よろしいですか。

吉 井 委 員 はい。

議 長 他にございませんか。質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りを致します。本案については原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声の声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次へまいります。議案第26号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

鈴 木 委 員 13番、鈴木です。

議 長 13番、鈴木委員。

鈴 木 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑はございませんか。

坂 田 委 員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 前から言うてたんですけど、賃借権が無料の場合は、所有者がもしもの時に勝手に契約期間内でも売却できるっていう話がありました。契約する時に当事者らにその話をするようにとの事でしたが、本当に賃借権が無料なら権利が消滅してしまうのか、そこらのとこ確認したいのでよろしくお願ひします。

事務局 この契約の場合は無料ですので、今坂田委員の言われるような状態になるんですけど、申請を受付ける段階で説明させていただくようにしていますので、了解の上で申請していただいていますので、問題ないと思います。

坂田委員 本当にこれは賃借権がなかったら無効になるんですか。農業委員会で審議して許可したなら5年間は貸す義務も借りる義務もあるという解釈するのが普通と違うかな。

事務局 もう一度調べて次回お示しさせていただきます。

議 長 他にございませんか。質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りを致します。本案については原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声の声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。以上をもって本日予定されていた議題は全て終了しました。その他の方に入りますが、事務局から何かありますか。

(事務局より、9月7日に那智勝浦町で開催される農業委員研修会に関する事務連絡)

議 長 それでは皆さんの方から、その他意見等があれば意見交換を持ちたいと思いますので、どなたか何かございませんか。ないようですので本日の会議は閉会致します。ありがとうございました。

14時14分、定例会終了。